

第1章 基本となる考え方

1 計画策定の趣旨

上越市では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と捉え、その推進に努めてきました。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が定められており、全ての人は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。全ての人が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができれば、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境となっていくと考えます。

一方で、ジェンダー¹と言われる「社会的・文化的につくり上げられた性差」は、様々な場面において、男女共同参画社会の実現の障壁となってきました。その解消に向け、特に性別を理由にして役割を固定的に分けてしまう「性別による固定的役割分担意識²」及び「無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）³」が根強く残っていること、女性活躍・女性参画の進捗が遅れていること、そして女性への暴力の問題の対応に関しては、地域生活に密着している地方行政こそが地域の状況に応じた具体的な施策を効果的に推進していかなければなりません。また、人口減少や少子高齢化の進行などに伴う問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会を取り巻く環境が大きく変化していく中であって、支援を必要とする人を誰一人取り残さない施策の取組も、ますます求められています。

これまでの施策の取組と社会情勢の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、上越市男女共同参画基本条例に基づき総合的かつ計画的な推進を図るために、「上越市第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び上越市男女共同参画基本条例（平成14年条例第1号）第11条第1項に基づく上越市の男女共同参画の推進に関する基本計画として策定するものです。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV⁷防止法」という。）第2条の3第3項に基づく上越市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画（以下「DV⁷防止計画」という。）に位置付けられる計画です。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づく上越市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）として位置付けられる計画です。
- (4) 上越市における最上位計画である「上越市第7次総合計画」並びに市民一人一人の人権尊重などあらゆる差別の解消を目指す「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画（第5次人権総合計画）」等、関連する市の各種計画や国・県の同種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。

3 基本理念

「上越市男女共同参画基本条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接又は間接を問わず性別による差別的取扱いをなくすとともに、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 生涯にわたる性と生殖に関する健康及び権利を尊重すること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの暴力的行為（心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）を根絶すること。
- (4) 市の政策又は事業者若しくは地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が共に品位及び資質を高め、個人として能力を発揮できるように、男女平等の視点に立って社会における制度及び慣行を見直すとともに、性別による固定的役割分担意識²の解消を進めること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の強力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活等とを両立できるようにすること。
- (7) 男女共同参画の促進が国際社会における取組と密接に関係していることを理解すること。

4 計画の目標（目指すまちの姿）

「上越市男女共同参画基本条例」前文に基づき、本計画では

「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」を目指すまちの姿に掲げ、その実現に向け分野ごとに施策の展開を図ります。

5 計画期間

本計画は、上越市男女共同参画基本計画（平成14年度から平成22年度まで。以下「基本計画」という。）、第2次男女共同参画基本計画（平成23年度から平成29年度まで。以下「第2次基本計画」という。）及び、第3次男女共同参画基本計画（平成30年度から令和4年度まで。以下「第3次基本計画」という。）に続く第4次基本計画として、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

6 計画策定の背景

(1) 国及び新潟県の動き

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、世界的に男女共同参画社会の実現に向けた取組が継続して進められてきました。近年では、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にある「持続可能な開発目標（SDGs）⁴」において、ジェンダー¹平等の達成、全ての女性のエンパワーメント⁵の促進などが掲げられ、これを含む17のゴール、169のターゲットについて、地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念として各国で取組が加速しています。

日本では、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づく「男女共同参画社会基本計画」を策定、以降、基本計画の改定を重ねながら「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年（2015年））など雇用の分野や、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30（2018）年）など女性参画の分野において施策を推進してきました。このほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、防災・

復興分野における男女共同参画の推進など、総合的に取り組んできました。

令和2年(2020年)からは、これまでの取組と様々な社会情勢の変化などを踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs⁴で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

新潟県では、平成14年(2002年)に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき男女平等推進相談室を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。平成18年(2006年)には、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定し、以降、平成25年(2013年)の第2次計画、平成29年(2017年)に第3次計画をそれぞれ策定してきました。

現在は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする第4次計画に基づき、取り組むべき課題に対応しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

- ①性別による固定的役割分担意識の解消
- ②人口減少・少子高齢化社会における女性が活躍できる環境づくり
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 上越市の動き

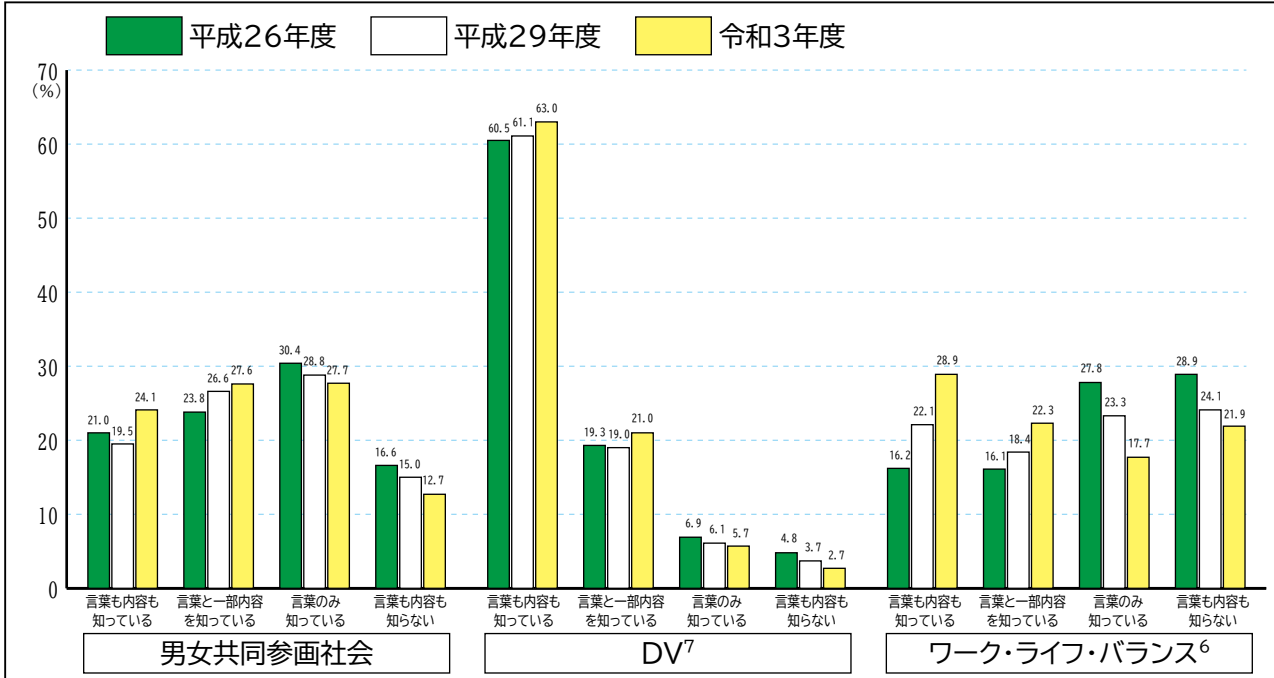
上越市では、平成7年(1995年)3月に上越市女性行動計画「じょうえつ女性アクションプラン」を策定しました。その後、平成13年(2001年)には新潟県内でもいち早く「男女共同参画都市」を宣言し、翌年の平成14年(2002年)3月に「上越市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「上越市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。以降、国や県の動きとも連動しながら平成23年(2011年)3月に第2次基本計画、平成30年(2018年)3月に第3次基本計画を策定し、これら基本計画に基づき行政内部の推進を始め、市民や地縁団体、市民活動団体、事業者等との協働により、当市における男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

第4次基本計画の策定に当たり、令和3年(2021年)11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、「男女共同参画社会」や「DV(配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力)⁷」、「ワーク・ライフ・バランス⁶」に対する認知度・理解度が向上した一方で、男女の地位の平等感では「職場」や「政治」、「社会通念・習慣・しきたり等」の分野で低い傾向が見られるほか、「家事」や「育児」、「介護」に費やす時間が男性よりも女性の方が3時間以上長いなど、依然として「性別による固定的役割分担意識²」が根強く残っていることが伺え、新潟県と同様、男女共同参画に関する意識啓発の強化が必要となっています。

この他にも、令和4年(2022年)2月実施の事業所アンケートの結果からは、ワーク・ライフ・

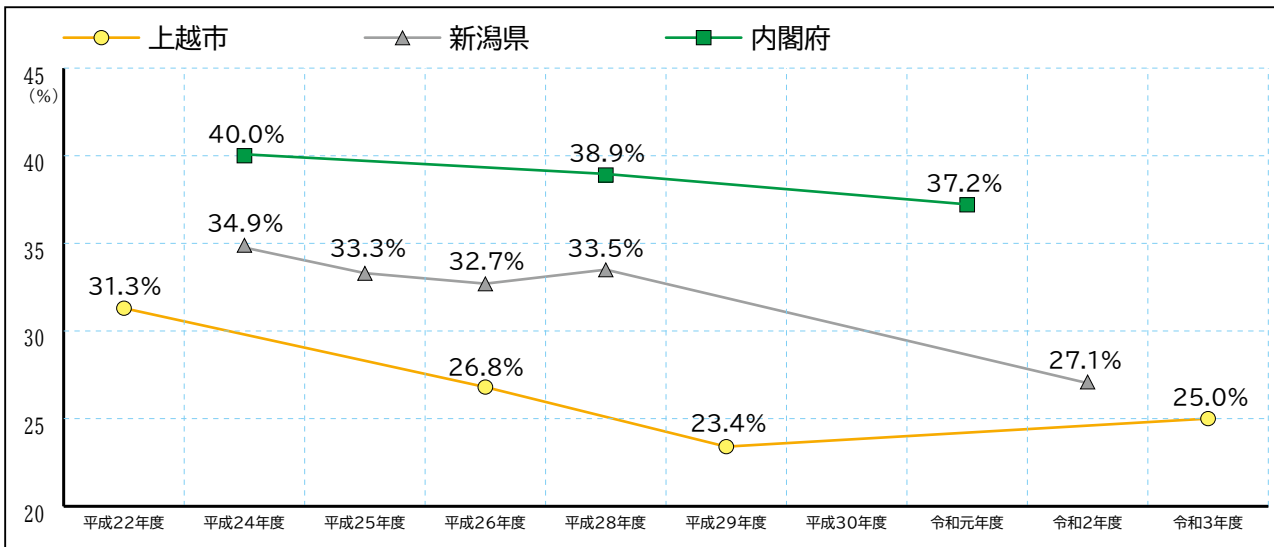
バランス⁶の推進を始めとする労働環境の見直しの必要性が見られるほか、あらゆる分野での女性の活躍推進や女性参画の拡大、更には女性に対する暴力の根絶などの課題が見られ、各種調査の結果を踏まえた様々な取組を重点的に行っていくことが必要となっています。

男女共同参画に関する主な言葉の認知度・理解度 【資料：「市民意識調査」】

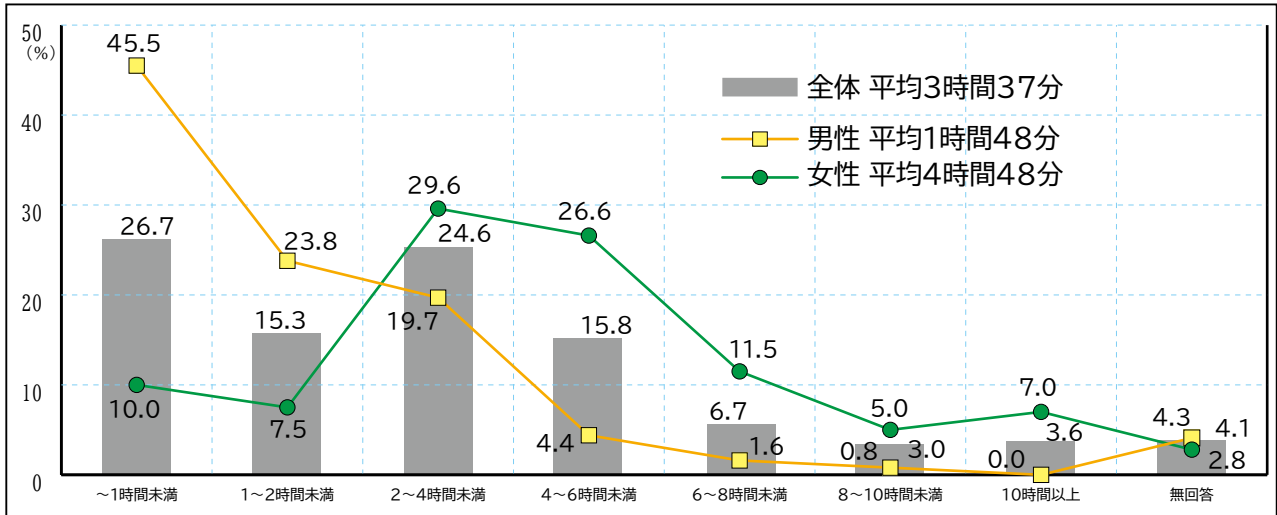


男女の地位の平等感の推移（各分野の平均値の比較）

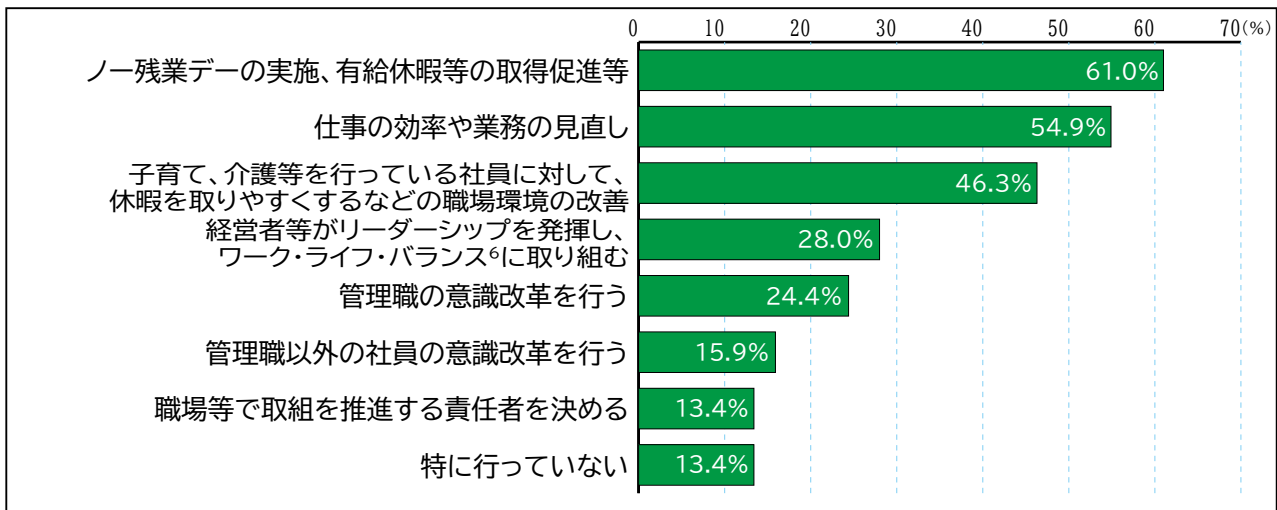
【資料：「市民意識調査」、内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、新潟県「男女共同参画に関する県民意識調査」】



家事・育児・介護などの時間 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



ワーク・ライフ・バランス⁶に関する取組 【資料：令和3年度「市内事業所アンケート」】



7 市民意識調査の結果及び第3次基本計画の進捗状況

(1) 上越市の男女共同参画に関する市民意識調査の結果

①調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、令和5年度からの第4次基本計画策定の基礎資料とするほか、男女共同参画社会実現に向け、調査結果を今後の市の施策に反映させ、一層の充実を図るため、調査を実施しました。

②実施概要

- ・調査対象 上越市内在住の満18歳以上の男女 計2,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- ・調査方法 郵便による配付・回収及びオンラインによる回答
- ・調査期間 令和3年11月1日～26日(26日間)
- ・回収状況 772(内訳：男性365、女性399、その他・無回答8)
- ・回収率 38.6%

③結果の概要

【男女の地位の平等感】

男女の地位の平等感については、「学校教育」の分野が55.1%と最も高かったものの、それ以外の分野では前回の調査と同様に、10%から20%台と低い傾向がみられます。特に「社会通念・習慣・しきたり等」では10.5%と最も低くなっており、「家庭生活」や「職場」、「地域活動」を含めた身近な分野での平等感を高めるための取組の強化が必要になっています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対し「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した割合は67.2%と、前回調査よりも10ポイント以上増えた一方で、「家事等に費やす時間」を見ると女性の方が男性よりも約2.7倍長いほか、「夫も妻も仕事をし、共に家事等をする」を理想としながらも現実には「夫も妻も仕事をし、妻が主に家事等をする」という回答が最も多いという結果から、依然として「性別による固定的役割分担意識²」が根強く残っていることが伺えます。

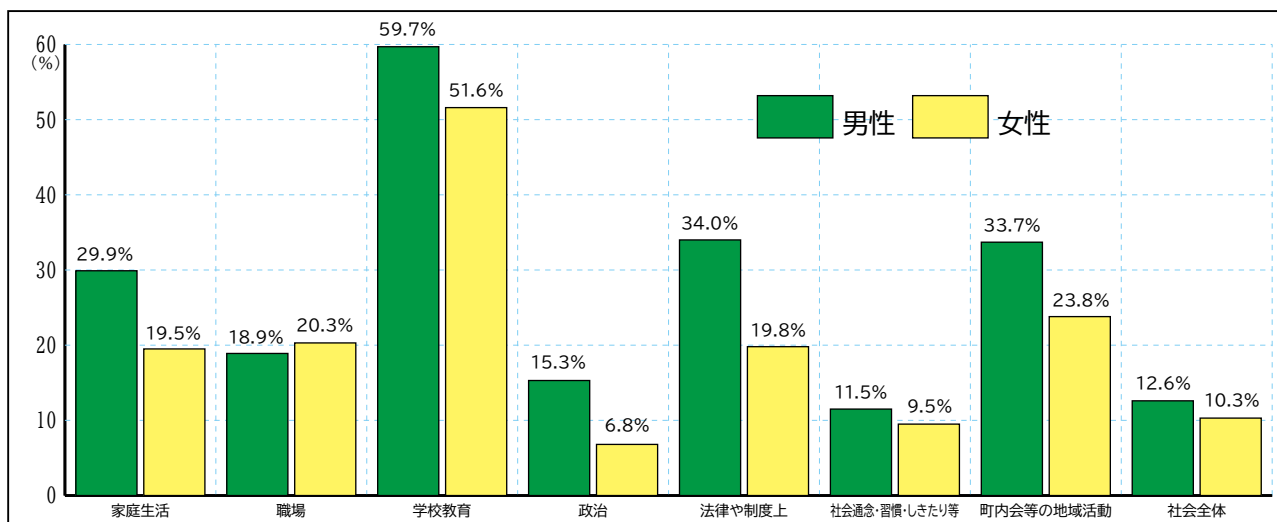
【女性に対する暴力】

女性に対する暴力については、女性の人権が尊重されていないこととして「家庭内での夫から妻への暴力」と回答した割合が60.2%と最も高く、以下「職場におけるセクシュアル・ハラスメント⁸」58.7%、「痴漢行為やストーカー行為」50.4%と続き、いずれも前回よりも高い割合となっています。特に「家庭内での夫から妻への暴力（DV⁷）」については、名称や言葉として「言葉も内容も知っている」及び「言葉と一部の内容を知っている」と回答した割合が83.9%と高く、DV⁷は女性の人権を著しく侵害する暴力であるという認識が浸透してきている一方で、DV⁷を受けたことがある女性がまだ3割も存在しているという今回の結果を踏まえると、引き続き女性への暴力根絶に向けた更なる取組を強化していく必要があります。

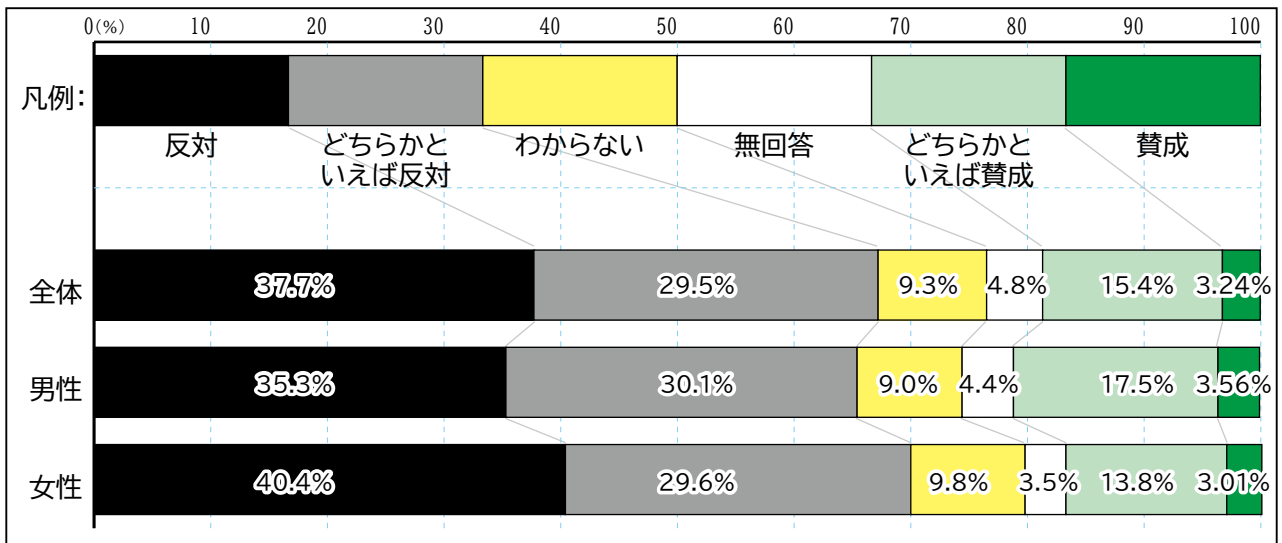
【育児、介護等と仕事】

このほか、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべき取組について最も多かった回答が「育児や介護中であっても仕事が続けられる支援」60.9%、次に「育児や介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職の支援」56.6%、「保育や介護等の施設やサービスの充実」51.0%と続いており、仕事と育児・介護等との両立や育児・介護等の後の再就職が課題となっています。その背景には、「性別による固定的役割分担意識²」による女性の家事負担の多さや男性中心型労働慣行から仕事を何よりも優先させる意識などがあるものと考えられることから、いまだ根強く残るこれら意識等の解消に向けた啓発が重要であると同時に、労働環境の見直しについても、ワーク・ライフ・バランス⁶の視点に立って性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備を進めていくことがますます重要となっています。

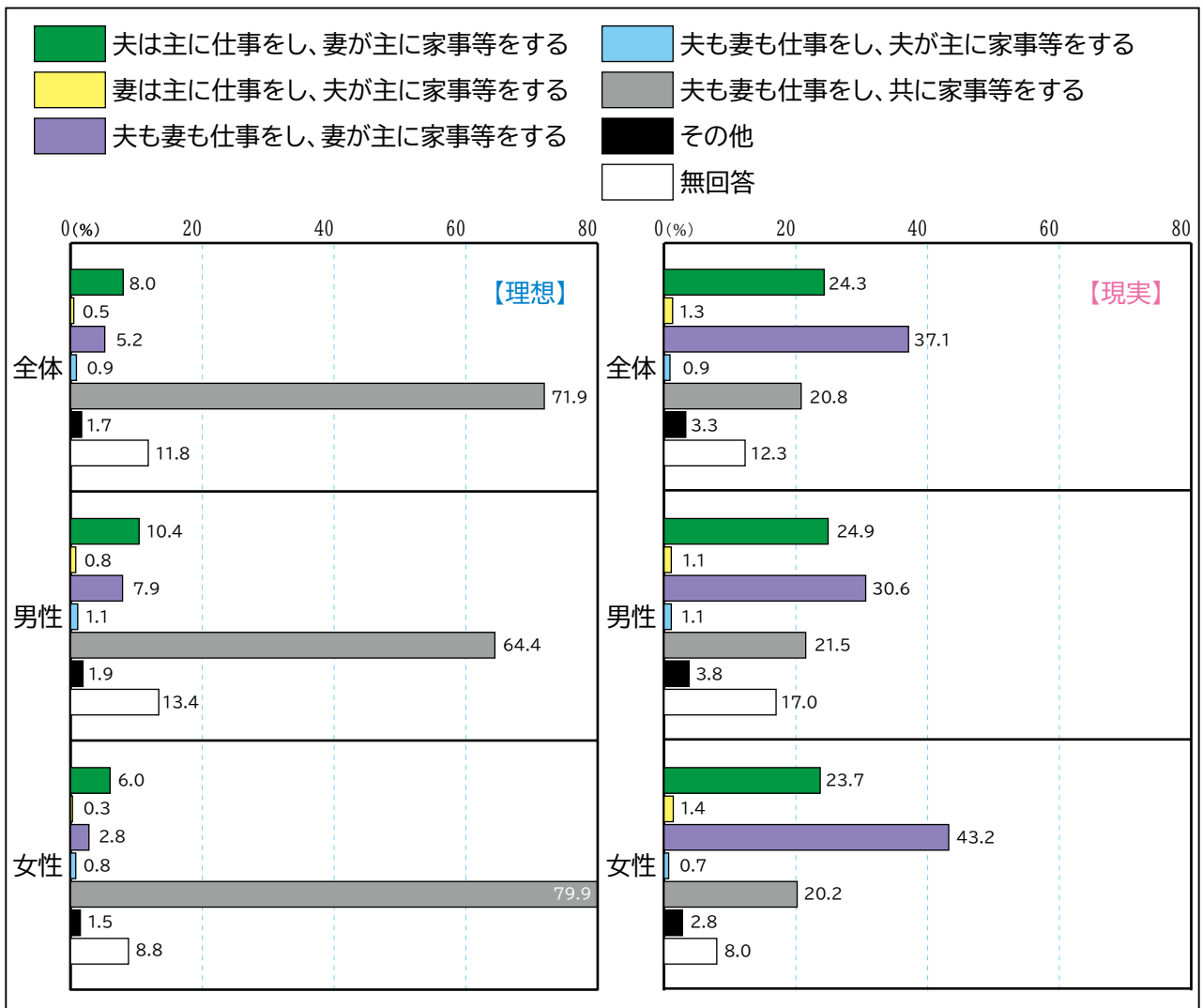
男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）【資料：令和3年度「市民意識調査」】



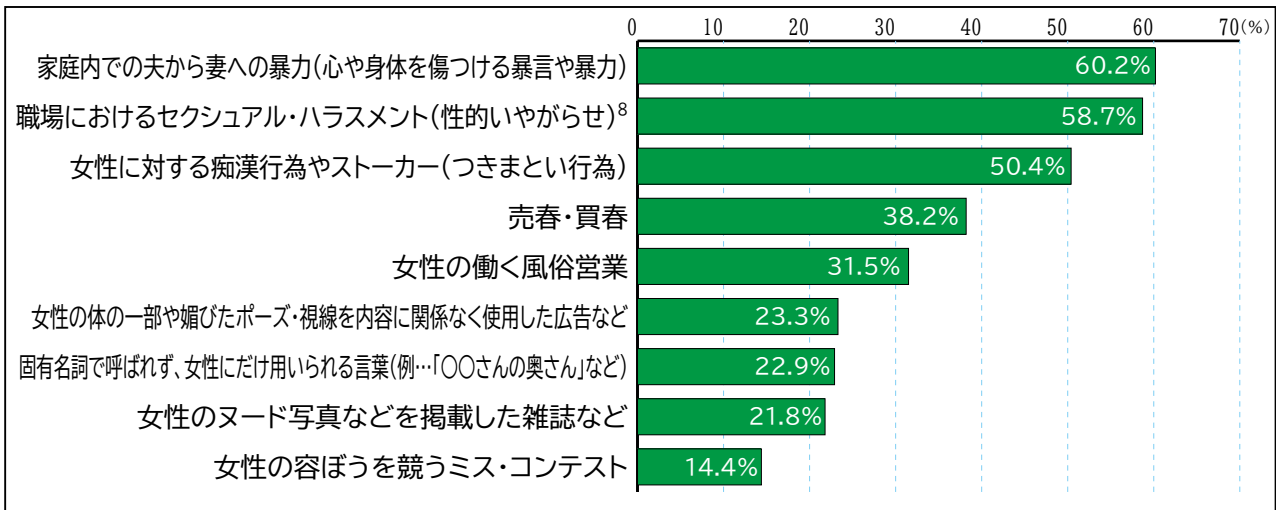
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



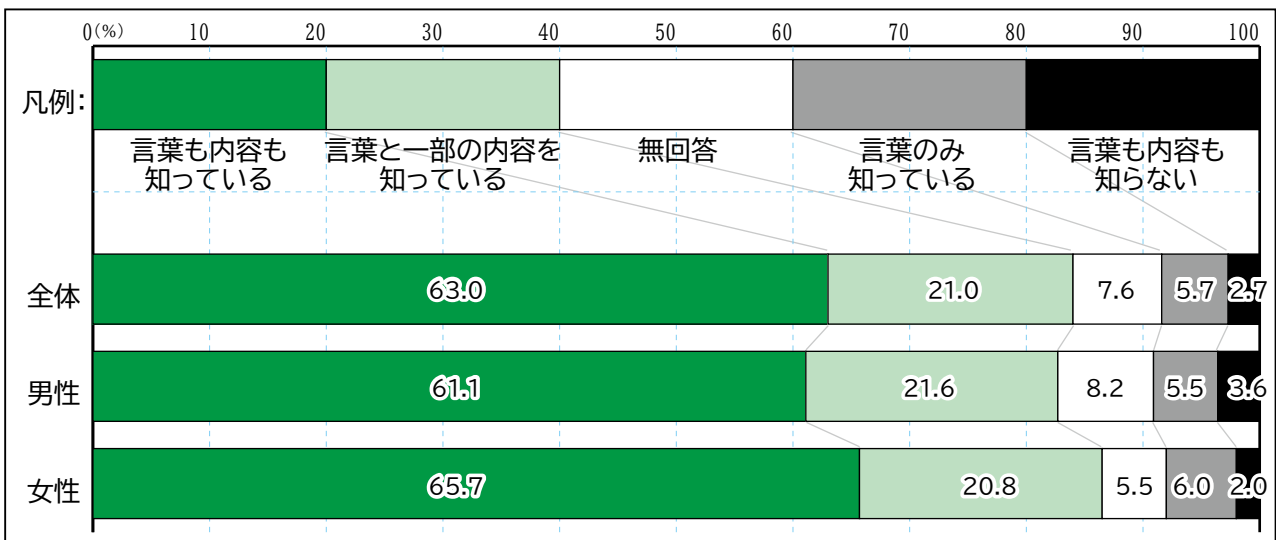
家庭での夫婦の役割分担「理想」と「現実」 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



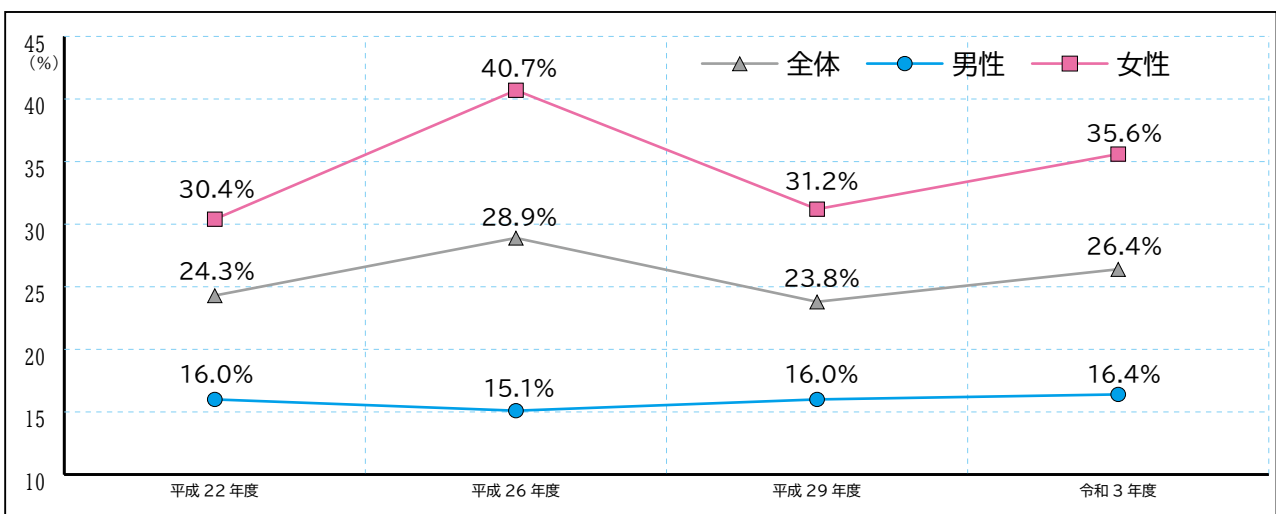
女性の人権が尊重されていないと感じること 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



「DV⁷」の認知度・理解度 【資料：令和3年度「市民意識調査」】

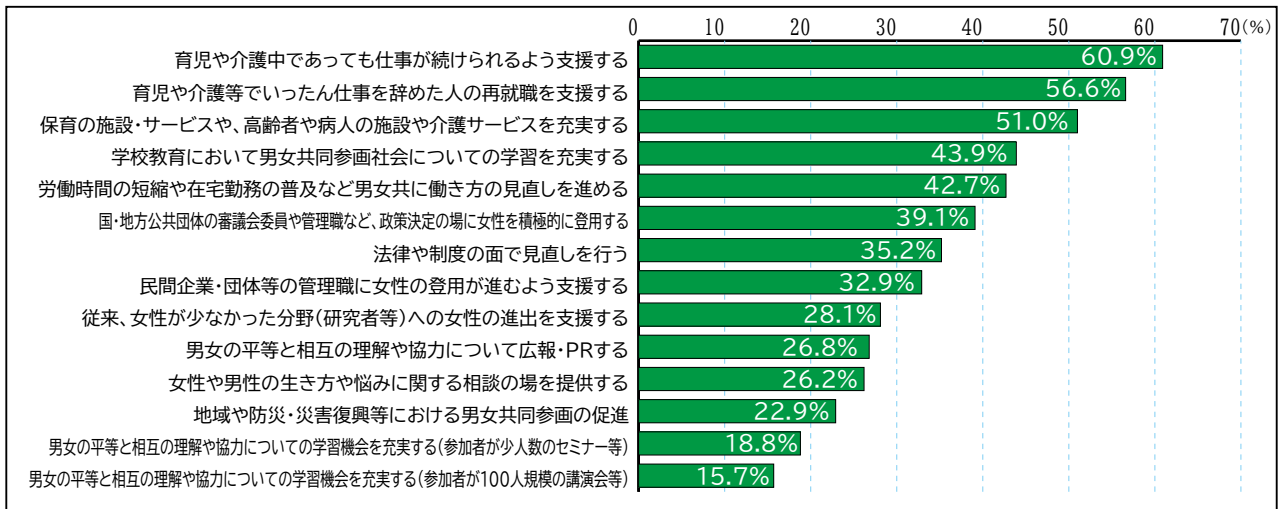


夫婦間又は交際相手間で暴力を受けたことがある 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきこと

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



(2) 第3次基本計画の進捗状況

第3次基本計画では、「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」を掲げ、「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの施策の分野においてそれぞれの指標を定めました。

また、取組に当たっては、施策の柱となる6つの基本目標を定めたほか、施策を推進していくための重点目標と指標を定めました。

【分野別】

■男女が等しく参画するための社会環境整備

令和4年度における「男女の地位の平等感」に関しては、家庭生活や職場など7つの項目の平均で40.0%としていた指標に対し、令和3年度実施の市民意識調査では25.0%となり、計画策定時の現状値である平成29年の指標に対して1.6ポイント改善されたものの、目標の達成には難しい状況となっています。

■配偶者からの暴力防止・被害者支援

令和4年度における「配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合」に関しては、30.4%以下としていた指標に対し、令和3年度実施の市民意識調査では32.6%となり、目標の達成に2.2ポイント届かない結果となりました。また、計画策定時の現状値である平成29年度の指標に対しても1.4ポイント悪化する状況となっています。

分野	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感	23.4%	40.0%	▶市民意識調査…25.0%
配偶者からの暴力防止・被害者支援	配偶者等から暴力を受けたことがある女性の割合	31.2%	30.4%以下	▶市民意識調査…32.6%

【重点目標別】

重点目標別では、令和3年度に実施した市民意識調査を始めとする各種調査結果及び令和3年度実績において、設定した22の項目のうち、指標を達成している項目は10項目となりま

した。また、指標は達成していないものの、平成29年度から上昇・改善が図られた項目は5項目となりました。

■施策の分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

【基本目標1】 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)男女共同参画についての理解の促進	男女共同参画社会の認知度	46.1%	60.0%	▶市民意識調査…51.7%
(2)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「社会通念・習慣・しきたりなど」で男女が平等と感じる人の割合	10.1%	18.4%	▶市民意識調査…10.5%
(3)男性にとっての男女共同参画の推進	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対、どちらかといえば反対と回答した男性の割合	52.9%	60.4%	▶市民意識調査…65.5%
(4)子どもへの意識啓発の推進	「学校教育の場」で平等と感じる人の割合	46.7%	58.9%	▶市民意識調査…55.1%

【基本目標2】 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)労働環境の見直しの推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ⁶ ）に取り組む事業所の割合	81.9%	現状値より向上	▶事業所アンケート…86.6%
	「職場」で平等と感じる人の割合	19.9%	29.7%	▶市民意識調査…19.4%
(2)子育て、介護への支援の充実	子育てをしやすいと感じる市民の割合	—	53.8%	▶市民の声アンケート…61.3%
(3)生涯を通じた女性の心と体の健康支援	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ） ¹⁰ の考え方に沿った講座等の参加者の満足度	—	80.0%	▶市の調査…94.0%
	子宮頸がん検診の受診率	※ H28 14.8%	現状値より向上	▶市の調査…5.7%
	乳がん検診の受診率	※ H28 12.9%	現状値より向上	▶市の調査…6.6%
(4)貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合	※ H28 70.6%	現状値より向上	▶市の調査…81.5%
	必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合	※ H28 12.0%	6.0%	▶市の調査…2.6%

【基本目標3】 女性が活躍できる社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)女性の能力発揮への支援	女性の能力を活かす取組を行っている事業所の割合	69.8%	現状値より向上	▶事業所アンケート…64.7%
(2)企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	管理職に女性を登用している民間企業の割合	46.8%	現状値より向上	▶事業所アンケート…47.0%
(3)市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性登用率	※ H28 28.7%	50.0%	▶市の調査…27.5%
	女性委員を含む審議会等の設置率	※ H28 93.0%	100.0%	▶市の調査…92.7%

【基本目標4】 推進体制の整備

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)男女共同参画推進センターの充実	センター講座参加者の満足度（満足、概ね満足の合計）	76.0%	80.0%	▶市の調査…87.4%
(2)男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	「男女共同参画の考え方」を業務の中で実践できている職員の割合	86.1%	現状値より向上	▶市の調査…88.6%

■施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

【基本目標1】 暴力を許さない社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	55.8%	66.0%	▶市民意識調査…60.2%
(2)相談窓口の充実	市の女性相談窓口の認知度	16.4%	40.0%	▶市民意識調査…13.1%

【基本目標2】 被害者等への支援

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況 (R4)
		現状 H29	目標 R4	
(1)発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	女性が抱えている悩みの相談窓口のうち認知度30%以上の相談機関	1か所	3か所以上	▶市民意識調査…2か所
(2)自立への支援	女性相談を原因とする苦情件数	なし	なし	▶市の調査…なし

8 第4次基本計画の特徴的な取組

平成30年3月に策定した第3次基本計画が令和5年3月をもって計画期間が終了することを受け、市では、条例に基づき第4次基本計画を策定することとしました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を継承しつつ、国・県の計画や市の関連計画との整合や、社会情勢の変化、第3次基本計画の取組の検証結果などを反映させ、引き続き男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

(1) 計画の策定における主な視点

①意識啓発強化の視点

基本目標とする「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」では、意識啓発の強化に取り組めます。

- ▶いまだに根強く残っている「性別による固定的役割分担意識²」の解消
- ▶家庭や地域などの身近な場所における普及・啓発の強化
- ▶男性に向けての意識啓発の推進

②労働環境改善の視点

「男女共同参画を実践できる環境づくり」では、労働環境の整備に関することや多様性の尊重などを重点目標として位置付け、計画の中で進めていきます。

- ▶ワーク・ライフ・バランス⁶の実現
- ▶女性の市内定住、U・Iターンに向けた取組
- ▶貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

③暴力根絶の視点

「暴力を許さない社会づくり」では、全国的に「DV⁷」が増加している中、国や新潟県の対策強化や市民の認識の高まりに合わせて、特に女性への暴力根絶に向けた取組を強化します。

- ▶暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

(2) 市民意識調査の結果の反映

令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、男女共同参画社会の認知度・理解度は向上しているものの、男女の地位の平等感については学校教育の分野を除き低い傾向にあり、男女の家事時間の格差や夫婦の役割分担の状況からも、依然として家庭や地域など身近な環境での性別による固定的役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

職業生活、女性活躍の推進に関する部分では、夫婦ともに仕事をしているが家事は主に妻がしている割合が多いほか、職場での労働条件や待遇、勤務内容、また退職や転職の理由などにおいても、女性にとって働きやすい環境になっているとはまだ言えない状況にあります。

また、男女の人権、DV⁷については、女性の人権が尊重されていないものとして「DV⁷」と回答する割合が最も多く、名称や言葉の認知度・理解度でも「DV⁷」が高い結果であることから、女性に対する暴力としての認識が浸透していることがうかがえます。一方で、約3割の女性が「DV⁷」に関連した暴力を受けたことがあったと回答していることや、その相談先としての当市の女性相談窓口の認知度が低い状況にあることは、改めて女性に対する暴力の根絶に向けた取組の必要性を示しています。

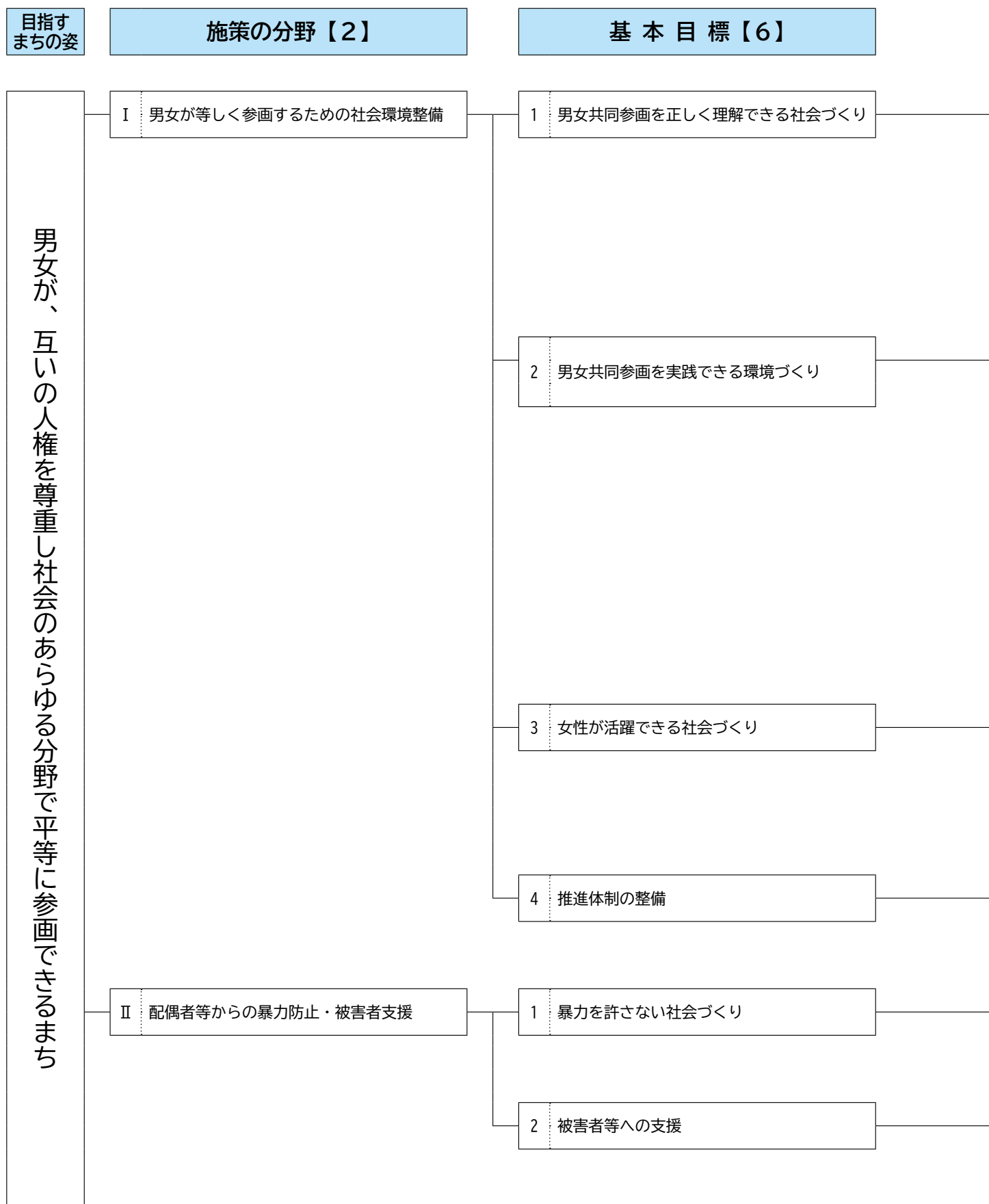
(3) 第3次基本計画の達成状況の反映

第3次基本計画における重点目標ごとの評価指標の達成状況、及び、計画に基づき各課等

で取り組んだ事業実績等の評価・検証の結果から、「根強く残る性別による固定的役割分担意識²」や「ワーク・ライフ・バランス⁶の推進」、「市の審議会等の女性登用率の伸び悩み」、「複雑・多様化する相談に対する女性相談の充実」などについて、更なる取り組みを強化していく必要があります。

第4次基本計画では、これらの評価・検証結果や社会情勢の変化等を施策の体系へ反映させつつ、これまでの計画との一貫性と継続性も保ちながら、男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

9 計画の体系



重点目標【18】		施策の方向【38】		掲載 ページ
(1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発		①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進		21
		②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進		
		①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施		
		②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識 ² の解消への周知啓発活動の実施		
(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し		①男性における男女共同参画の意義の理解促進		25
		②男性の家事・育児・介護等への参画の促進		
(3) 男性にとっての男女共同参画の推進		①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底		28
		②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実		
(4) 子どもへの意識啓発の推進		①ワーク・ライフ・バランス ⁶ の浸透		30
		②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進		
(1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現		③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組		34
		①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実		
(2) 子育て、介護への支援の充実		②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実		37
		①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組		
(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備		②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進		38
		①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利） ¹⁰ の普及啓発		
(4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援		②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実		41
		①生活困窮者の自立促進の支援		
(5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備		②ひとり親家庭等への支援の充実		44
		③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進		
(1) 女性の能力発揮への支援		①女性の人材育成に向けた各種講座の開催		47
		②女性の再就職への支援		
(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進		①女性人材の情報収集、整備、提供		50
		②女性の参画情報の調査、公表		
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大		①市の各種審議会等へのクォータ制 ¹⁵ の活用による女性の参画推進		53
		②女性職員の積極的な登用		
(1) 男女共同参画推進センターの充実		①男女共同参画に関する情報発信の強化		55
		②市民や活動団体への支援		
(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進		①市職員への研修会の実施		57
		②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進		
(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発		①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発		60
		②セクシュアル・ハラスメント ⁸ 等の防止に向けた啓発		
(2) 相談窓口の充実		①女性相談事業の充実		63
		②その他相談機関との連携		
(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護		①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進		66
		②被害者への安全確保のための情報提供		
(2) 自立への支援		①生活再建の支援		
		②同伴者への支援		

10 施策の分野と基本目標

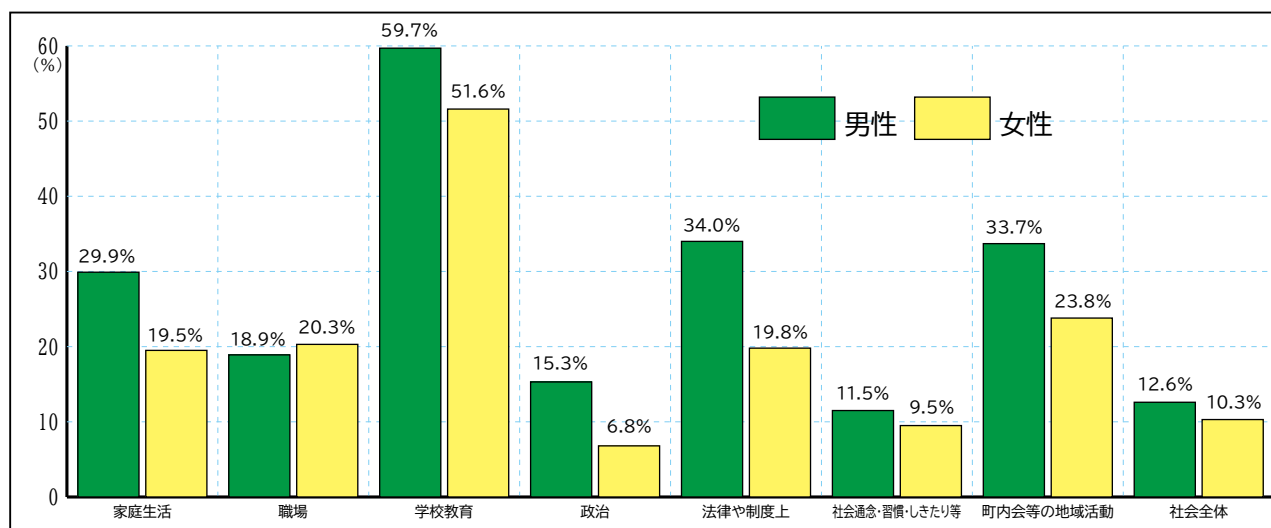
■施策の分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

市民一人一人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自ら社会のあらゆる分野で平等に参画していくことができるよう、個人として尊重される社会づくりが重要です。

また、多様な生き方を尊重し、性別による固定的役割分担意識²や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）³など古くから根強く残る社会通念やしきたり等を見直していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、地域等のあらゆる場面においてジェンダー¹の視点を持って、性別にかかわらず互いの意見や能力、人格を大切に、全ての人が自分らしく生き生きと暮らすことのできるまちを目指します。

男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）

▼市民意識調査 …………… 25.0%（以下の7分野の平均値）

・家庭生活	24.4%（男性29.9%、女性19.5%）
・職場	19.4%（男性18.9%、女性20.3%）
・学校教育	55.1%（男性59.7%、女性51.6%）
・政治	10.9%（男性15.3%、女性6.8%）
・法律や制度上	26.4%（男性34.0%、女性19.8%）
・社会通念・習慣・しきたり等	10.5%（男性11.5%、女性9.5%）
・町内会等の地域活動	28.4%（男性33.7%、女性23.8%）

男女の地位の平等感では、「学校教育」が全分野の中で最も高く55.1%でしたが、他の分野では10～20%台にとどまり、特に「社会通念・習慣・しきたり等」の分野が最も低くなっています。また、「職場」を除く全ての分野において、女性の方が男性に比べ平等と感じている人の割合が低い傾向がみられました。中でも、「家庭生活」と「法律や制度上」については、男女の差が10ポイント以上あり、性別による認識や実態の相違があるということ、法

律や制度は整備されてきているものの実感が伴っていないということが伺われます。

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
男女の地位の平等感 (各分野での平均)	市民意識調査	23.4%	25.0%	30.0%

<基本目標>

① 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画を推進するためには、性別にかかわらず誰もが男女共同参画社会を正しく理解することが前提です。個人の価値観や生き方が多様化していく中で、男女共同参画社会を実現していくには、互いに相手の考えを尊重することがより大切となりますが、そのためには当然ながら、男性も女性も共に意識改革を図っていくことが重要となります。市民意識調査では、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計を助ける程度に働くという意識が、依然として男性の方が多く持っている傾向が伺えます。男女共同参画社会の実現に向けて、女性の地位の向上などへの取組はもとより、男性に対しては性別により役割分担を固定する意識や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）³からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制や育児・介護休業の取得等、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス⁶の推進により、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めていく必要があります。

また、幼少期からの男女平等教育は、子どもたちが成長し社会に出てからも、多様な個人の価値観や生き方を自然なものとして受け入れることが期待でき、互いの人格を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成する上で大変重要と考えます。

社会情勢が変化していく中で、ますます男女共同参画社会が大切であることを認識してもらうため、市民がジェンダー¹の視点を持って、家庭や職場、地域等の身近な場面での習慣や慣行に関する不平等又は不均衡に気付いてもらうことを通して、引き続き男女共同参画を正しく理解し合う社会づくりを推進します。

② 男女共同参画を実践できる環境づくり

人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能な社会を築いていくためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面において、性別にかかわらず互いに理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ちながら社会に参画していくこと、すなわち男女共同参画の考え方が大切になります。

男女雇用機会均等法の施行以来、職業分野での女性の進出が進み、あらゆる分野で多くの女性が活躍する姿も見られます。しかし、「仕事も家事も共に夫婦で行う」を理想としながらも現実には「家事は主に妻が行う」という実態に見られるように、まだ多くの女性が、育児や介護などの家事労働の負担を抱えており、依然として女性活躍・女性参画の推進が妨げられている状況を踏まえると、労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランス⁶の実現に向けた取組を図ることが必要です。

また、本市においても若者・女性の大都市圏への市外流出が課題となっていますが、女性の市内定住やU・Iターンの推進に向け、市内で女性が能力を發揮していける環境整備や女性の活躍に向けた意識改革も重要となります。

一方、女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性を有しているなど、男性とは大きく異なる健康上の問題に多く直面しますが、女性が自らの健康を守るため、自らの判断で今後のライフ・ステージを決定する権利を尊重する視点がますます大切となります。

さらに、就労環境や社会情勢の変化などに伴い、非正規雇用者、ひとり親家庭あるいは、高齢者・障害のある人などを中心に、貧困等による生活上困難に陥りやすいおそれがある中、性別を始め多様な属性の人々への理解や人権の尊重を大切することは極めて重要であり、それぞれの状況に応じ、的確な支援と多様性を尊重する意識の啓発を図ることが重要です。

③ 女性が活躍できる社会づくり

性別にかかわらず互いに個性と能力を発揮し、自らの意思によって参画していくことは、男女共同参画社会を築いていくために大切なことであり、あらゆる分野において、女性の活躍や参画の推進が期待されている中、企業等の管理職や議員、地域の団体の役員など、リーダーシップを発揮する場への女性の登用の重要性が高まっています。

しかし、多くの女性の場合、育児や介護等を担うことを理由に、いったん職を離れてしまうことが多く見受けられ、しかも、家庭生活と仕事の両立の難しさから再就職も困難となってしまう実態があります。これらは女性の活躍や参画の推進を妨げている大きな要因の一つであり、仕事と育児等の両立や再就職に対する支援が必要とされています。

性別による格差を解消していく取組の一つとして、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用して両性の意見を施策に反映させていくなど、積極的な取組を継続的に実施し、女性が活躍できる社会づくりを進めていきます。

④ 推進体制の整備

男女共同参画社会を実現させていく上で、行政の役割が重要であることはいうまでもありません。

様々な分野における男女共同参画社会を実感できるまちを念頭に、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることは、効果的な事業の推進につながるるとともに、その姿は市民への啓発にもつながります。

第4次基本計画においても、計画に基づく施策への取組を着実に進めていくため、各事業の達成度を測るための評価指標を設定し、進捗管理を図っていきます。

なお、市の男女共同参画の拠点である男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進のための各種講座の開催や関係する情報の発信などを通じて、今後も市民の意見を取り入れながら効果的な事業運営を図っていきます。

■施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

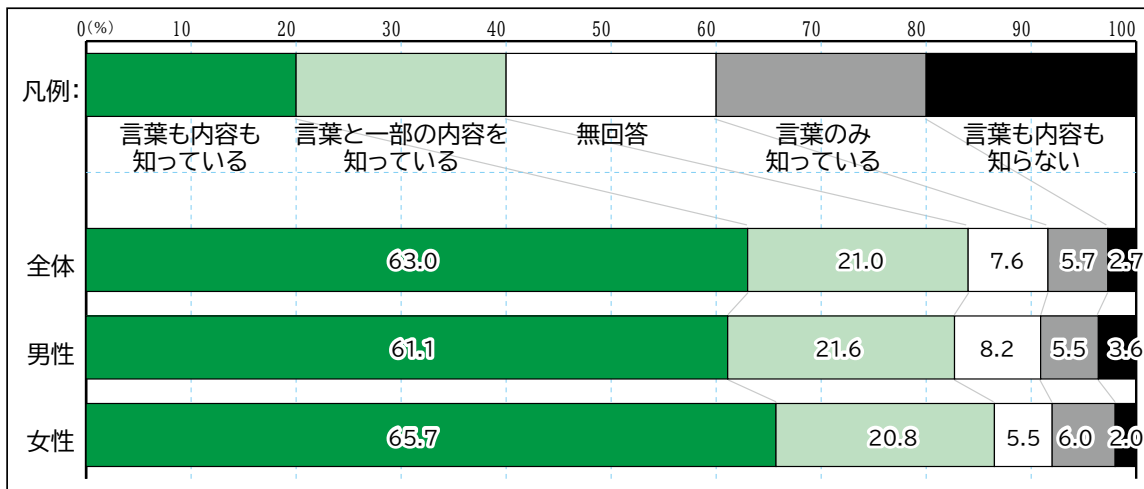
配偶者や交際相手などの親密な関係において、一方を暴力で支配する「DV⁷」は、重大な人権侵害であると同時に、個人を尊重することを前提とする男女共同参画の視点からも解消すべき重要な課題です。DV⁷防止法では被害者を女性に限定していませんが、一般的には男性の方が、身体的、経済的及び社会的な「力」を持ち、このような力の差を利用して女性に向けて起こる場合が多い傾向にあると思われます。

「DV⁷」は家庭内や親密な関係の中において起こるため、潜在化しやすく周囲の人は気が付きにくい側面があるため、事件までの発展や相談などにより表面化するものは一部であり、潜在的な件数は膨大な数に上ると推定されます。近年、親しい間柄で起こる「DV⁷」が「暴力・犯罪」であるとの認識が浸透してきたことに加え、コロナ禍での外出自粛や在宅勤務、休業に伴う影響を背景に、全国的に被害件数が増えている中、暴力を未然に防ぐとともに、被害者を的確に救済する対策も講じる必要があります。

信頼していた人からの暴力は、身体はもとより心を深く傷つけてしまい、被害者のその後の人生を大きく変えてしまう場合もあります。身体的なものに限らず、あらゆる暴力は決して許されない行為との認識の下、誰もが安心して健やかに生活できるよう、暴力を許さないまちを目指します。

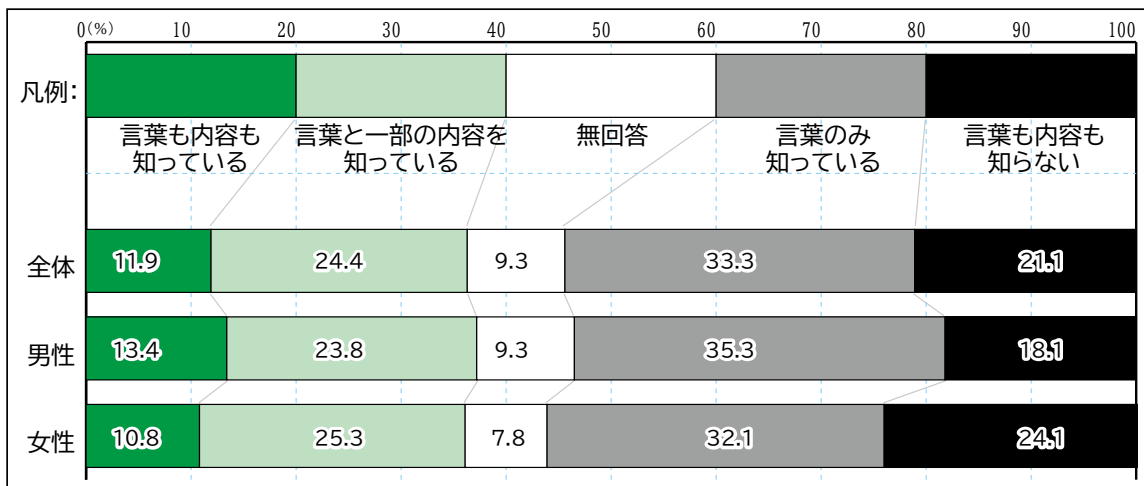
DV…ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）⁷の認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



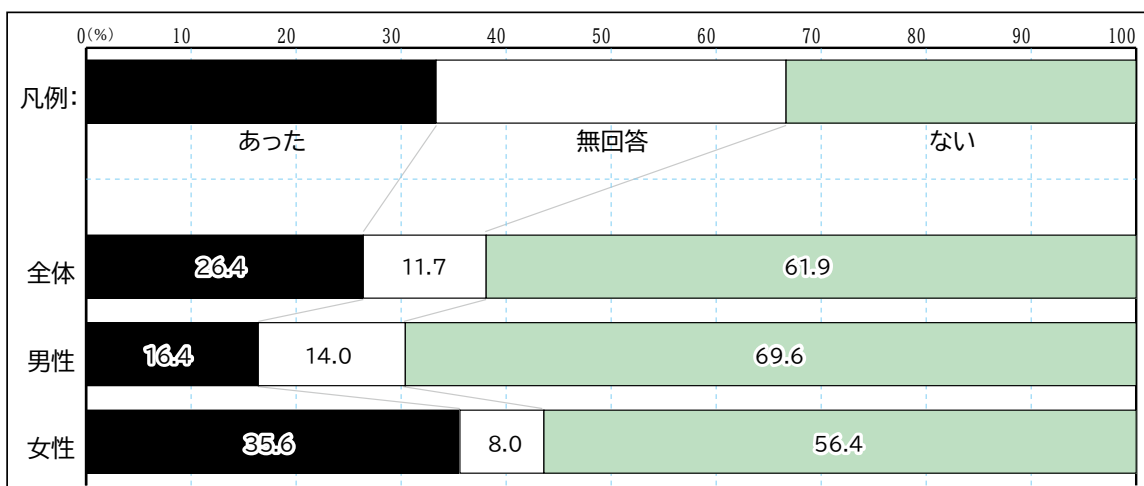
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV⁷防止法）の認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



配偶者等から身体的、精神的、経済的、性的暴力を1つでも受けたことがある人の割合

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○DV…ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）⁷の認知度

▼市民意識調査……………83.9%

「DV（ドメスティック・バイオレンス）⁷」は、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で83.9%となりました。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV⁷防止法）の認知度

▼市民意識調査……………36.3%

「DV⁷防止法」は、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で36.3%となりました。

○配偶者から身体的、精神的、経済的、性的暴力を1つでも受けたことがある女性の割合

▼市民意識調査……………35.6%（男性16.4%）

配偶者から何かしらの暴力を受けたことがある女性は、約3割の35.6%を占めた一方で、男性は16.4%となり、数は女性より少ないものの男性に対する暴力もみられました。

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値（H29）	現状値（R4）	目標値（R9）
配偶者等から暴力を受けたことがある女性の割合	市民意識調査	31.2%	35.6%	30.0%

<基本目標>

① 暴力を許さない社会づくり

市民意識調査では、3割以上の女性が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。また、「殴る・蹴る」等の身体を傷つける行為については、多くの人が暴力と認識していますが、行動の監視や拘束、存在の無視といった行為は暴力と感ぜない傾向がみられました。

身体への直接的な暴力だけではなく、行動の監視や拘束、心ない暴言など精神的苦痛を与えることも含め、いかなる理由があっても配偶者等からの暴力は犯罪になり得る行為であり、重大な人権侵害であるという認識を一人一人が持つことが必要です。

男女共同参画の推進の妨げとなるあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止の取組や相談業務の充実を図ります。

② 被害者等への支援

配偶者等からの暴力被害の多くは女性という現状があり、その背景には女性の人権の軽視や社会の無関心など、様々な問題が存在しているものと考えられます。この状況に対しては、「DV」が重大な人権侵害であるという意識啓発のほか、女性が経済的、社会的、精神的に自立できるための支援など多岐にわたる取組が必要となります。

また、被害者に対する急迫の危険が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに警察へ通報するとともに、被害者に対し、時期を逸することなく一時保護を受けることを促すなどの措置を講ずることも必要です。

被害者の安全の確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。